

平成 27 年度 情報公開及び個人情報保護制度運用状況について

平成 27 年度の情報公開及び個人情報保護制度の運用状況を、志布志市情報公開条例及び志布志市個人情報保護条例に基づき次のとおり公表します。

1 情報公開請求

	開示請求	決定内容					不服申立て等
		全部開示	部分開示	取下げ	不開示	不存在	
市長部局 ※1	7 件	2 件	4 件	0 件	0 件	1 件	0 件
市長部局以外 ※2	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件

※1 市長部局には、水道事業も含まれます。

※2 市長部局以外とは、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

2 個人情報保護開示請求

	開示請求	決定内容					不服申立て等
		全部開示	部分開示	取下げ	不開示	不存在	
市長部局 ※1	5 件	2 件	3 件	0 件	0 件	0 件	0 件
市長部局以外 ※2	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

3 個人情報保護訂正請求等：訂正請求、利用停止請求及び不服申立て等はいずれも 0 件でした。

情報公開制度

情報公開制度とは、市が保有する公文書を市民の皆様等の請求に応じて公開する制度です。

このことは、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民参加による公正で開かれた市政の推進を図ることを目的としています。

個人情報保護制度

個人情報保護制度とは、個人情報の適正な取扱いを確保し、誰もが市の保有する自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求ができる制度です。

このことは、市政の適正で円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的としています。

■問い合わせ先：総務課 文書法制係 Tel: 474-1111 (内線 224)

店舗リフォーム助成事業のお知らせ

地域経済対策、商工業の振興及び後継者の育成対策として既存店舗の修繕、改修、増築に助成します。

◆助成対象者

- 市内に存する店舗等の所有者または使用者であること
- 市税等を滞納していないこと

◆助成対象工事

- 登録店に請け負わせる工事で、対象経費が 20 万円以上（税込み）のもの
- ※対象になるものとならないものがあるためご注意ください
- 店舗の修繕、補修、改築及び増築のための工事
- 壁紙の張替え、屋根または外壁の塗り替え等店舗の模様替えのための工事

◆助成金の額

- 助成対象経費の 30%に相当する額（千円未満は端数を切り捨てます）、ただし、30 万円を助成限度額とします。
- 助成金の交付は、同一助成対象者または同一店舗について 1 回限りとします

※申請に必要なもの、申請の流れ等、詳細はお問い合わせください。

■問い合わせ先：港湾商工課 商工振興係 Tel: 474-1111 (内線 286)



平成 28 年経済センサス 活動調査のお知らせ

6 月 1 日現在で全国一斉に経済センサス 活動調査を行います。

◆平成 28 年 6 月 1 日現在、日本全国全ての事業所を対象に『5 年に 1 回』行われる調査です。調査結果は、国や地域社会に密着した行政の施策や小・中学校の教材などの教育に役立つ基礎資料として役立てられます。

◆全ての事業所を対象に『オンライン調査（インターネット回答）』を実施！

安心のセキュリティと簡単作業で 24 時間いつでも対応可能です！

●回答期間：5 月 20 日（金）から 6 月 7 日（火）まで

ぜひオンラインでご回答ください!!

※平成 28 年経済センサス 活動調査では、オンライン回答を推奨しています。



◆『かたり調査』に注意！

調査員は、必ず「調査員証」及び「従事者腕章」を身につけています。調査員を装った不審な訪問者や電話・メールがあった際は、調査員証などで確認いただくか、情報管理課地域情報係までお知らせください。

※経済センサス 活動調査の詳細内容は、「平成 28 年経済センサス 活動調査キャンペーンサイト」をご覧ください。（アドレスはこちら⇒ <http://www.e-census2016.stat.go.jp/>）

■問い合わせ先：情報管理課 地域情報係 Tel: 474-1111 (内線 322・323)

畑地かんがいに関する補助事業について

志布志市畑地かんがい推進作物生産拡大事業

本市に住所を有する方もしくは本市に事務所を有する法人（認定農業者に限る）を対象に、下記作物の収穫機械、防除用動力散布機、うね立て、播種及び収穫機アタッチメント付き農業用トラクター（アタッチメントのみも可）の購入補助事業を実施します。

- 要件：畑地かんがいの水を新たに 50 a 以上開栓することを条件に、事業実施者につき 1 種類の機械とし、購入金額に対し、3 分の 1 以内（上限あり）を補助
- 補助対象作物：さつまいも 人参 キャベツ だいこん ごぼう
- 申込期限：5 月 31 日（火）



志布志市畑地かんがい用散水器具設置支援事業

曾於東部地区（志布志町・松山町の一部）の畑地かんがい事業受益者（本市に住所を有する方もしくは本市に事務所を有する法人）を対象に、散水器具及び給水栓の設置に関する補助事業を行います。

- 要件：給水開始をすること（購入器具による給水開始面積要件あり）が条件で、1 申請者につき、1 種類の器具（給水栓は 2 箇所まで）が条件。
- 補助率：事業費（購入費）の 3 分の 1 以内（上限あり）
- 対象器具：噴射ホース レインガン ロールカー スマートレイン

※詳しくは下記までお問い合わせください。

■問い合わせ先：農政畜産課 畑かん推進係 Tel: 474-1111 (内線 431)
志布志支所 産業建設課 Tel: 472-1111 (内線 412)
松山支所 産業建設課 Tel: 487-2111 (内線 232)